○年○月○日

管理モデル導入（通知）様式例

■■　■■（労働者氏名）　殿

**副業・兼業に関する労働時間の取扱いについて（通知）**

貴殿から届出のあった副業・兼業について、以下の点を遵守して行われることを条件に認めますので、通知します。また、貴殿の副業・兼業先の事業所（以下「他社」という。）に対し、この条件を十分伝達するようお願いします。

１　貴殿の当社における１か月間の時間外・休日労働（注１）の上限は○○時間（A）です。

２　当社では、労働基準法第３８条第１項の規定（注２）に基づき、貴殿について、他社が①及び②を遵守することを条件に、副業・兼業を認めます。

①　当社における１か月間の時間外・休日労働の上限（A）に、他社における１か月間の労働時間（所定労働時間及び所定外労働時間）の上限（B）を通算して、

時間外・休日労働の上限規制（注３）の範囲内とするとともに、

上限（Ｂ）の範囲内で労働させること

②　①の上限（B）の範囲内の労働時間について、他社から割増賃金が支払われること（注４）

３　当社では、当社における時間外・休日労働の実績に基づき貴殿に割増賃金を支払います。

４　当社における１か月間の時間外・休日労働の上限（A）に変更がある場合は、事前に貴殿に通知しますので、その際は速やかに他社に伝達するようお願いします。

５　この通知に基づく取扱いについては、○年○月○日までとします。その期日を超えて他社において副業・兼業を行う場合は、期日の○日前までに、改めて届け出てください。

注１）労働基準法第32条の労働時間（週40時間、１日８時間）を超える時間及び同法第35条第１項の休日における労働時間の合計

注２）労働時間は、複数の会社に雇用されるなどの事業場を異にする場合においても、労働時間に関する規定の適用については通算する旨の規定

注３）時間外労働と休日労働の合計で単月100時間未満、複数月平均80時間以内とすること（労働基準法第36条第６項第２号及び第３号）。なお、月の労働時間の起算日が当社と他社とで異なる場合には、各々の起算日から起算した１か月における上限（Ａ）と上限（Ｂ）をそれぞれ設定することとして差し支えない。

注４）２割５分以上の率で他社が定める率により割増賃金が支払われること。また、当社における上限（Ａ）の時間に、他社における上限（Ｂ）の範囲内の労働時間（休日労働は除く。）を通算して、１か月について60時間を超えた場合、60時間を超える部分については、５割以上の率で他社が定める率により割増賃金が支払われること（労働基準法第37条第１項）。

担　　　当：○○○株式会社　人事課　○○　○○

住　　　所：▼▼県▽▽市□□＊-＊-＊